

経営革新チャレンジ支援事業補助金 事業実施要領

1. 目的

本補助金は、経営革新計画を策定し、当該経営革新計画に基づく事業計画の実施に係る経費を補助することで、経営の相当程度の向上を目指す事業者を後押しすることを目的とする。

2. 補助対象者

次に掲げる要件のいずれにも該当する者。

(1) 市内に主たる事業所を有する中小企業等であって、草加商工会議所のアドバイスを受けて中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経営革新計画（注）を作成し、令和6年4月1日から令和6年12月27日までに都道府県知事の承認を受けた計画を実施するもの

(※1) 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の作成については、埼玉県HPに掲載の「経営革新計画 承認申請の手引き（埼玉県産業労働部産業支援課作成）」https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/25587/keikakushinn_tebiki.pdf を参照のこと。

(2) 市税等（市民税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税、軽自動車税）の滞納がないもの

3. 補助額

1事業者50万円上限（補助率は10分の10）

4. 周知方法

次の方法で広く補助を受けようとする事業者を募集する。

- (1) ホームページ（草加商工会議所、草加市）を活用した募集
- (2) 広報誌（草加商工会議所、草加市）を活用した募集
- (3) その他必要と認められる募集方法

5. 申請期間

令和6年12月27日（金）まで随時受付とする。

（草加商工会議所へ令和6年10月31日（木）までに事前相談を行うこと。）

6. 補助対象経費

本補助金の対象経費は別表の通りとする。

なお、交付決定後、令和7年1月31日（金）までに完了（実績報告）する事業であること。

7. 補助金の交付申請

本補助金の交付を受けようとする市内中小企業等は、次に掲げる必要書類を草加商工会議所に提出しなければならない。

- (1) 経営革新チャレンジ支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画承認書及びビジネスプランの写し
- (3) 経営革新チャレンジ支援事業補助金 補助事業計画書（第2号様式）
- (4) 直近年度分の市税等納税証明書（市民税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税、軽自動車税）

8. 補助金交付決定

草加商工会議所は、提出された申請内容を審査し、交付決定通知書（第3号様式）により、その可否を通知するものとする（当該通知は、電磁的記録によることができる）。

9. 報告及び請求に係る必要書類

交付決定後に事業を実施し、本補助金を請求する市内中小企業等は、次に掲げる必要書類を草加商工会議所に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（第4号様式）
- (2) 補助金交付請求書（第5号様式）

10. 補助金交付額確定

草加商工会議所は、事業実施報告書（第4号様式）の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に交付確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

11. 補助金の支払

本補助金は精算払いとする。

12. 補助金の交付を受けた事業者の責務

事業実施後（補助金受給後）も、そうか創業&革新支援拠点「Sou-ai拠点」で継続的に相談支援を受けること（交付後の1年間で概ね3回以上が目安）。

なお、定められた責務に違反またはその他不正等が認められた場合には、補助金の交付を受けた事業者に対し、補助金の返還請求その他の措置をとるものとする。

13. 運営及び問合せ先

草加商工会議所

別表

補助対象経費	<p>(1) 需用費 消耗品費、印刷製本費等</p> <p>(2) 役務費 通信運搬費、広告宣伝費等</p> <p>(3) 機械装置・備品購入費 専ら当該補助事業のために使用される機械・什器備品（ソフトウェア等を含む。）の整備及び購入費</p> <p>(4) 委託料 企画委託、デザイン委託等</p> <p>(5) 原材料費 新商品・新技術開発に係る原材料費等</p> <p>(6) 使用料及び賃借料 施設使用料、展示会出展費、リース料等</p> <p>(7) その他 この表に掲げるもののほか、草加商工会議所が必要経費として認めるもの。</p>
--------	---